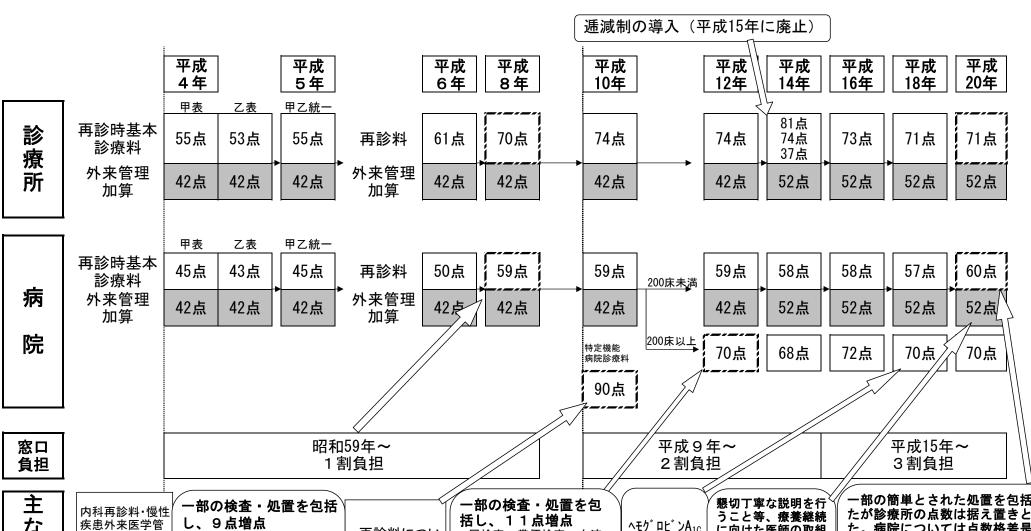
再診料・外来管理加算の評価の変遷



な 変更点

理料を廃止し、処 置等を行わなかっ た場合の医学的 管理を評価するた め外来管理加算 を新設した。

血液比重測定、末梢血液像 及び骨髄像における特殊染 色等について、基本診療料 に含まれるものとして包括 した。

再診料につい て、特定機能病 院とその他の病 院での評価を設 けた。

尿検査、糞便検査、血液 形態・機能検査、処置のう ち、病院機能に比べて簡単 な項目について、基本診療 料に含まれるものとして、 外来診療料を新設した。

へモク゛ロヒ゛ンA_{1C} 検査等につ いて包括外 とし、2点 減点

に向けた医師の取組 みへの評価として意 義付けの見直しを行 い、併せて、5分と いう診察時間の目安 を設定した。

一部の簡単とされた処置を包括し たが診療所の点数は据え置きとし た。病院については点数格差是正 を進めるべきとの指摘を踏まえ3 点増点した。

点耳、点眼、100平方センチメートルル 以内の皮膚科軟膏処置等について、基本 診療料に含まれるものとして包括した。